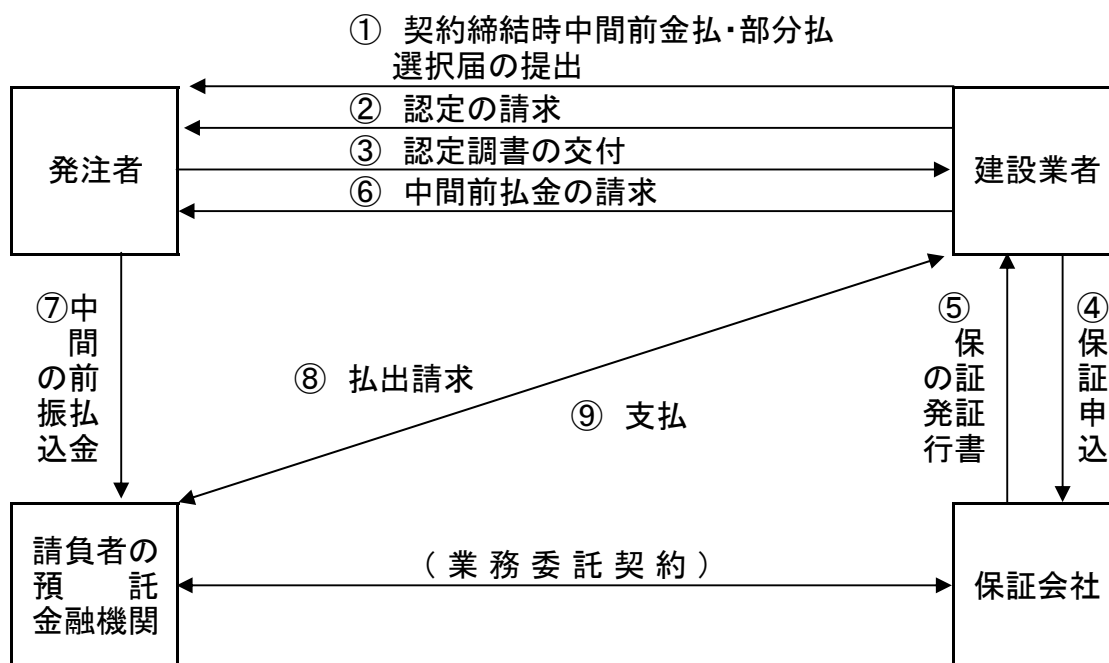


中間前払金に係る手続きの流れ



- **中間前払金・部分払選択届(様式第1号)の提出**
 契約締結時に中間前払か部分払かどちらかを選択していただきます。中間前払を選択した場合において、以下の手続きをとるようになります。
- **認定請求(様式第2号)**
 請負者から発注者に対して、中間前払金にかかる認定の請求が行われます。その場合、工期の1/2を経過し、工程表により工期の1/2を経過するまでに実施すべき工事が行われており、また、その工事の進捗が金額面でも1/2以上であることを確認する必要があります。
- **認定調査**
 発注者は認定請求に基づき、上記条件に合致しているかどうか調査を行います。月別の工事進捗率を記した簡易な「履行報告書」(様式第3号)の資料により行います。
- **認定調書の交付(様式第4号)**
 調査の結果、条件をみたしている場合、発注者は認定調書を作成し、請負者に交付します。請求後7日以内に調査調書を交付します。
- **保証証書の発行**
 保証会社は、請負者から保証申込を受け、中間前払保証証書を発行します。
- **中間前払金の請求(保証証書提出)**
 請負者から発注者に対し、請求書に保証証書を添えて、中間前払金の請求を行います。
- **中間前払金の支出**
 発注者は、請求を受けた後、請負者の預託金融機関に、請求があった日から20日以内に中間前払金を振り込みます。